



事務連絡
令和4年12月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の
一部改正について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10第1項に規定する医療事故が発生した場合、同法第6条の11第1項に規定する医療事故調査を行うため、同条第2項の規定に基づき、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に対し、必要な支援を求めることがあります。

支援団体は、「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」（平成27年厚生労働省告示第343号）により定めていますが、今般、別添1のとおり一部改正し、別添2のとおり本日の官報にて告示しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、管下医療機関への周知をお願いいたします。

医療法第6条の11第2項の規定に基づき

厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件について

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の趣旨

- 医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体の指定は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第2項において「医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体」とされている。
- 医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体は、この「厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）」として、医学医術に関する学術団体、医療分野の職能団体、病院団体、病院事業を営む団体からの申出に基づき告示したものである。
- 今般、以下の団体からの申出があったことから、上記の「厚生労働大臣が定める団体」として、これらの団体を加える改正を行う。
 - ・(一社) 日本周産期・新生児医学会
 - ・(一社) 日本災害医学会
 - ・(一社) 日本臨床栄養代謝学会
 - ・(一社) 日本再生医療学会
 - ・(一社) 日本インターベンショナルラジオロジー学会
 - ・(一社) 日本内分泌外科学会
 - ・(公社) 日本婦人科腫瘍学会
 - ・(一社) 日本肝胆膵外科学会
 - ・特定非営利活動法人日本食道学会
 - ・(一社) 日本美容外科学会（JSAPS）
 - ・(一社) 日本美容外科学会（JSAS）
 - ・(一社) 日本医療安全学会
 併せて、名称変更に伴う改正を行う。

2. 厚生労働大臣が定める団体

- 職能団体
 - ・(公社) 日本医師会及び(一社)都道府県医師会
 - ・(公社) 日本歯科医師会及び(一社)都道府県歯科医師会
 - ・(公社) 日本薬剤師会及び(一社)都道府県薬剤師会
 - ・(公社) 日本看護協会及び(公社)都道府県看護協会
 - ・(公社) 日本助産師会及び(一社)都道府県助産師会
 - ・(一社) 日本病院薬剤師会

- ・(公社) 日本診療放射線技師会
- ・(一社) 日本臨床衛生検査技師会
- ・(公社) 日本臨床工学技士会
- 病院団体等
 - ・(一社) 日本病院会及びその会員が代表者である病院
 - ・(公社) 全日本病院協会及びその会員が代表者である病院
 - ・(一社) 日本医療法人協会
 - ・(公社) 日本精神科病院協会
 - ・(公社) 全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院
 - ・(一社) 全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院
 - ・(公財) 日本医療機能評価機構
- 病院事業者
 - ・(独) 国立病院機構
 - ・(独) 労働者健康安全機構
 - ・(独) 地域医療機能推進機構
 - ・(国研) 国立がん研究センター
 - ・(国研) 国立循環器病研究センター
 - ・(国研) 国立精神・神経医療研究センター
 - ・(国研) 国立国際医療研究センター
 - ・(国研) 国立成育医療研究センター
 - ・(国研) 国立長寿医療研究センター
 - ・日本赤十字社
 - ・(福) 恩賜財団済生会
 - ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会
 - ・(福) 北海道社会事業協会
 - ・国家公務員共済組合連合会
- 学術団体
 - ・日本医学会に属する学会（合計 90 学会）
 - ・日本歯科医学会
 - ・(一社) 日本医療薬学会
 - ・(一社) 日本看護系学会協議会の社員である学会
 - ・(一社) 医療の質・安全学会
 - ・(一社) 医療安全全国共同行動
 - ・(一社) 日本美容外科学会 (JSAPS)
 - ・(一社) 日本美容外科学会 (JSAS)
 - ・(一社) 日本医療安全学会

3. 告示日・適用日

告示日：令和4年 12月7日

適用日：令和4年 12月7日

○厚生労働省告示第三百五十九号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の十一第二項の規定に基づき、医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体(平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益
本麻酔科学会、一般社団法人日本胸部外科学
会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般
社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団
法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神經
腎臟学会、一般社團法人日本リウマチ学会、
公益社團法人日本生體工學會、日本先天異
常學會、一般社團法人日本肝臟學會、一般社
團法人日本形成外科學會、一般社團法人日本
熱帶醫學會、一般社團法人日本小兒外科學會、
一般社團法人日本脈管學會、一般社團法人日
本周產期・新生兒醫學會、一般社團法人日本
人工臟器學會、一般社團法人日本消化器外科
學會、一般社團法人日本臨床検査醫學會、一
般社團法人日本核醫學會、一般社團法人日本
救急醫學會、一般社團法人日本心身醫學會、
一般社團法人日本消化器內視鏡學會、一般社
團法人日本癌治療學會、一般社團法人日本移
植學會、特定非營利活動法人日本心臟血管外
科學會、一般社團法人日本集中治療醫學會、
一般社團法人日本大腸肛門病學會、公益社團
法人日本超音波醫學會、一般社團法人日本動
脈硬化學會、特定非營利活動法人日本呼吸器
外科學會、一般社團法人日本集中治療醫學會、
一般社團法人日本臨床藥理學會、特定非營利
活動法人日本高血圧學會、公益社團法人日本
活動法人日本高血圧學會、一般社團法人日本
臨床細胞學會、一般社團法人日本透析醫學會、
一般社團法人日本內視鏡外科學會、一般社團
法人日本肥満學會、一般社團法人日本血栓止
血學會、特定非營利活動法人日本血管外科學
會、特定非營利活動法人日本レーザー醫學會、
公益社團法人日本臨床腫瘍學會、特定非營利
活動法人日本呼吸器內視鏡學會、一般社團法
人日本脊椎脊髓病學會、特定非營利活動法
人日本緩和醫療學會、公益社團法人日本放射
線腫瘍學會、一般社團法人日本軟傷學會、特
人日本小兒循環器學會、一般社團法人日本磁

氣共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺癌学会、一般社団法人日本胃癌学会^{がん}、一般社団法人日本造血細胞移植学会、一般社団法人日本ペインクリニック学会、一般社団法人日本病態栄養学会、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護学会、一般社団法人日本学会協議会の社員である学会、一般社団法人日本医療の質・安全学会並びに一般社団法人医療安全全国共同行動とする。